

聖諭記より拜す大御心

鎌田純一

明治二十三年（一八九〇）十月三十日、明治天皇は教育勅語を渙発された。それより今年は百二十年となる。明治天皇はそれを渙発されただけでなく、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ」と記された如く「遵守」されたのであるが、その明治天皇の教育についての「大御心を現代に改めて仰ぎ、その根本について深く考慮させて頂くこと肝要とみて、以下みていきたい。

—

明治十八年（一八八五）十二月二十二日、それまでの太政官制度を廃止して内閣制度が創設された。維新後、政治変革、国家の体制整備が計られ、憲法発布、国会開設を前にしてのことである。その内閣制度で、外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の九省を置いたが、総理大臣に伊藤博文、文部大臣に森有礼が就いた。森有礼

は国家の発展と教育との関係について深く思いをいたしていたのであり、明治初年以來外交官として海外に駐在の間にも、各国の教育制度について調査を熱心に行っていたのであるが、その實際を憲法取り調べのために欧州にわたった伊藤博文は知り、伊藤博文も教育方策に深く心をいたしていたことと語り合い、伊藤博文は森有礼の非凡さを知り、この初代文部大臣に伊藤博文は森有礼を就任させたのである。⁽¹⁾

森文部大臣の教育についての考え方の基礎に、教育は国家繁栄のためになすものとのことがあったとみられている。それは森文相が閣議に図った教育に関する意見書によってである。それに、

今は文明の風駸々として行はれ、日用百般の事物漸く変遷し進む。然るに我が国民の志氣果して能く鍊養陶成する所ありて、難きに堪へ苦を忍び、前途永遠の重

任を負担するに足る歟。二十年の進歩は果して真確精醇深く人心に涵漸し、以て立国の本を鞏固ならしむるに足る歟。(略)

蓋教育の規則は粗ほ備はるも、教育の準的は果して何等の方法を以て之を成遂するを得べき乎。顧みるに我国万世一王天地と與に極限なく、上古以来威武の耀く所未だ曾て一たびも外国の屈辱を受けたることあらず。而して人民護国の精神忠武恭順の風は亦祖宗以来の漸磨陶養する所、未だ地に墜るに至らず。此れ乃ち一國富強の基を成す為に無二の資本至大の宝源にして、以て人民の品性を進め教育の準的を達するに於て他に求むることを假らざるべき者なり。蓋国民をして忠君愛國の氣に篤く、品性堅定志操純一にして、人々怯弱を恥ぢ屈辱を惡むことを知り、深く骨髓に入らしめば、精神の嚮ふ所万派一注以て久しきに耐ゆべく、以て難きを忍ぶべく、以て協力同心して事業を興すべし。督責を待たずして学を力め智を研き、一國の文明を進むる者此氣力なり。生産に労働して富源を開発する者此氣力なり。凡そ万般の障碍を芟除して國運の進歩を迅速ならしむる者総て此氣力に倚らざるはなし。長者は此氣力を以て之を幼者に授け、父祖は此氣力を以て之を子孫に伝へ、人々相承け家々相化し、一國の

氣風一定して永久動かすべからざるに至らば國本強固ならざるを欲すとも得べからざるべし。

とあることなどよりしてである。

その森文部大臣のとき、明治十九年(一八八六)四月十日、勅令第十三号で、新に師範学校令が公布されている。⁽²⁾その第一条に、

師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス

但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコト

ニ注目スヘキモノトス

とあり、第二条に、

師範学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス

とあるが、その高等師範学校は湯島御茶の水に在った。そこへ明治十九年(一八八六)五月十八日、森文部大臣の奏請により、明治天皇は行幸になったのである。⁽³⁾午前同校につかれ、校長山川浩の前行により男児小学、女児小学、女子及び男子師範学科の教室を御通覽、各科授業の実状を御覽になられ、その寄宿舎もみられたあと、午後には男女児童、女子師範生徒の体操、体操専修科生徒の小隊運動、普通軽体操、男子師範生徒の銃剣術、柔軟体操を巡覽のあと、幼稚園にも行幸になられ、終つて校長に勅語を賜った。

本日親シク此校ニ臨ミ教務改良諸事整理ノ緒ニ就クヲ見ルハ朕カ甚タ嘉ミスル所ナリ教官等ノ勉勵ニ因リ將

来益進歩スル所アランコトヲ望ム

との如くである。そのあと五月二十九日には、皇太后、皇后も行啓になり、各科学徒の授業など御覧になられたのであった。

明治天皇が深く嘉みされたこと知られよう。

二

森有礼文部大臣は東京大学の改革にも熱心に当った。すなわち、既に明治十年（一八七七）四月十二日東京開成学校と東京医学校とを合併し、東京大学と称する旨布達が出されてあと、次第に整備されてきていたが、明治十九年（一八八六）三月二日、帝国大学令が勅令第三号として出された。⁽⁴⁾

それをみるに、

第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス

第二条 帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス

第十条 分科大学ハ法科大学医科大學工科大学文科大学及理科大学トス法科大学ヲ分テ法律学科及政治学科ノ二部トス

とある。

ここで、それまでの東京大学ではなく、帝国大学と名称を改めたのは、この第一条に「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ」と記していることよりも知られる如く、ことに国家の須要、それも日本帝国の須要に應ずる教授研究を行ふ機関と強く意識して、森文部大臣がなしたこととみられている。⁽⁵⁾

この帝国大学令が發布され、分科大学の組織も整備したことで、森文部大臣はそこへの行幸を奏請した。それを允されて明治十九年（一八八六）十月二十九日行幸された。⁽⁶⁾

当日午前九時正門より入御、先着の威仁親王、森文部大臣以下、また渡邊洪基総長以下奉迎するなか便殿に着御、御休憩のあと総長の前行で徳大寺實則侍従長以下が供奉、理科、医科、法科、文科各分科大学教室、実験室、寄宿舎、医院、図書館を御巡覧になられ、さらに理化学の実験及び各科授業もみられたあと、小石川久堅町の同大学植物園に臨幸になり、御昼食を召されたが、たまたま降雨のため、園内の巡覧を止められ、午後二時に還幸された。

この明治天皇の帝国大学御視察のあと、その明治天皇の御所見を、元田永孚が承り、謹記したのが「聖諭記」である。

明治天皇は、そのあと十一月五日に元田永孚を召されて

仰せられたのであるが、その「聖諭記」に現代にも深くみさせて頂くべきところがあるとみて、全文を掲げる。

聖諭記 明治十九年十一月五日

十一月五日前十時例ニ依テ參 内既ニシテ

皇上出御直ニ^臣ヲ召ス^臣進テ 御前ニ侍ス

皇上親諭シテ曰ク朕過日大学ニ臨ス^{十月廿}設ル所ノ学科ヲ巡視スルニ理科植物科医科法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖モ主本トスル所ノ修身ノ学科ニ於テハ曾テ見ル所ナシ和漢ノ学科ハ修身ヲ專ラトシ古典講習科アリト聞クト雖トモ如何ナル所ニ設ケアルヤ過日觀ルコト無シ抑大学ハ日本教育高等ノ学校ニシテ高等ノ人材ヲ成就スヘキ所ナリ然ルニ今ノ学科ニシテ政治治要ノ道ヲ講習シ得ヘキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ヘカラス仮令理化医科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタルトモ入テ相トナル可キ者ニ非ス当世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖モ永久ヲ保スヘカラス之ニ繼クノ相材ヲ育成セサル可ラス然ルニ今大学ノ教科和漢修身ノ科有ルヤ無キヤモ知ラス国学漢儒固陋ナル者アリト雖トモ其固陋ナルハ其人ノ過チナリ其道ノ本体ニ於テハ固ヨリ之ヲ皇張セサル可カラス故ニ朕今徳大寺侍從長ニ命シテ渡邊總長ニ問ハシメント欲ス渡邊亦如何ナル考慮ナルヤ森文部大臣ハ師範学校ノ改正ヨリシテ三

年ヲ待テ地方ノ教育ヲ改良シ大ニ面目ヲ改メント云テ自ラ信スルト雖トモ中学ハ稍改マルモ大学今見ル所ノ如クナレハ此中ヨリ真成ノ人物ヲ育成スルハ決シテ得難キナリ汝見ル所如何^臣謹テ對テ曰ク

陛下ノ言此ニ至ル皇国生民ノ幸ナリ^臣曩ニ命ヲ奉シテ徳大寺ト共ニ大学ヲ巡視シ^{八月十}窃ニ感覺スル所アリ徳大寺先ニ既ニ反命スルヲ以テ^臣未タ敢テ陣セス謂ラク^臣敢テ言ハスト雖トモ

陛下下一タヒ臨御セハ必ス 叡心ニ覺ル所アラント今

宸勅ヲ奉スルニ果シテ^臣カ見ル所ノ如シ^臣嘗テ大^臣学学科ノ設ケヲ聞クニ修身ノ学科ナシ和漢ノ学ハ文学科ニ和漢文アリト雖トモ僅カニ和漢ノ文章ヲ作ルノミ哲学科ニ東洋哲学アリト雖トモ是亦僅カニ經書聖賢ノ話ヲ述ルノミ加之僅カノ時限ヲ以テ勿々ニ經過スレハ和漢修身ノ学ハ僅カニ名ノミニシテ其勢將ニ廃棄セラレントス其教科ニアル教官ハ物集高見島田重禮等僅々タル一二員ニシテ其余ハ皆洋学專修ノ徒而シテ此人々タルヤ大抵明治五年以来ノ教育ニ成立シタル者ニシテ西洋ノ外面ヲ摹仿シ曾テ國體君臣ノ大義仁義道德ノ要ヲ聞知セサル者共ナリ彼ノ外山正一ノ著書^{社下宗教}トノ關係^{社下宗教}ヲ一見シテモ其放言スル所ニ依テ其思想ノ赴ク所ヲ概見スヘシ此等ノ腦髓ヲ以テ生徒ヲ教導セハ後來ノ害実ニ恐

ル可キナリ今ニシテ此ヲ停止セサレハ復挽回スヘカラス今

陛下ノ眞衷ヨリ發シ徳大寺ヲ遣ハサレ渡邊總長ニ詰問ヲ賜ハラハ皇道ノ興張果シテ此ヨリ生ルヘキ也臣誠恐深ク

陛下ノ此言ヲ感仰欽敬ス臣敢テ一身ヲ顧ミス唯

陛下ノ命スル所森大臣渡邊總長ニ向テ問難スル所アラントス然トモ臣窃ニ自ラ量ルニ臣力漢學者流ニシテ

陛下ノ左右ニアルハ皆衆目ノ視ル所ナリ故ニ臣力言ヲ出サハ

陛下ノ眞衷ノ 勅語モ或ハ臣カ上言シテ作為スル所ト疑ヲ容レンモ知ルヘカラス是臣力謹ンテ敢テ自ラ任セサル所ナリ抑教育ノ重大ナル夙ニ

陛下ノ深ク慮ル所幼学綱要ノ欽定アリシヨリ漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ世上再タヒ忠君愛國ノ主義ニ赴キ仁義道德ヲ唱フル者アルニ至リシモ去々年ヨリ復洋風ニ傾キ昨今ニ至テハ専ラ洋学ト變シ和漢ノ学ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢有志ノ士皆大ニ憂慮スル所ナリ但國学漢学ノ固陋ナルハ従来教育ノ宜キヲ得サルニ因ル其忠孝道德ノ主本ニ於テハ和漢ノ固有ナリ今西洋教育ノ方法ニ由テ其課程ヲ設ケ東洋哲学中ニ道德ノ精微ヲ窮ルニ至ルノ学科ヲ置キ忠孝廉恥ノ近キヨリ

進ンテ經国安民ノ遠大ヲ知得スルコトヲ務メタランコト眞ノ日本帝國ノ大学ト称スヘキナリ今ノ設ケノ如クシテハ

聖諭ノ如ク名匠ハ多人數成就スルモ政事ハ執ルコトハナルマシク法学ニシテ君徳ノ輔佐モ充分ナラス理化植物工科ニテ其藝ニ達シタリトモ君臣ノ道モ國體ノ重キモ脳髓ニ之無キ人物日本國中ニ充滿シテモ之ヲ以テ日本帝國大学ノ教育トハ云ヘカラサルナリ自今以往

聖諭ニ因テ和漢修身ノ学科ヲ更張センニハ其道ニ志アル物集島田等ノ如キ聊カモ國学ニ僻セス漢学ニ泥マス西洋ノ方法ニ因テ教科ヲ設ケ時世ニ適應シテ忠孝道德ノ進歩ヲ生徒ニ教導センコト何ノ難キコトカアラン其風氣ノ及フ所必ス國学漢學者中ニ奮發シテ國用ニ供スル者出來ルヘキ也当世ノ風潮ハ面々各々其弁ヲ震ヒ其腕ヲ伸ハシ唯進ンテ取ルコトヲ要スルノ時ニ際シテハ自分一步モ退クヘカラス素ヨリ彼等ニ抵抗スルニモ及ハス唯地歩ヲ占メテ進ム時ハ一步モ抜カサス吾道徳仁義ヲ進入セシムルヲ以テ当世ノ著眼トナスヘキナリ是臣力平生見ル所深ク

陛下ノ勅諭ヲ敬承贊美シ速ニ徳大寺ニ命セラレテ渡邊總長ニ下問アランコトヲ希フ所ナリ更ニ宜シク伊藤大臣吉井次官等ニモ 聖意ノ在ル所フ御示諭アランコト

ヲ欲ス右謹ンテ上言スル処

聖顔喜色麗シク更ニ又反復懇諭アリ一時間余ニシテ退ク

との如くである。これを如何みさせていただくべきか。その帝国大学に「主本トスル所ノ修身ノ学科ニ於テハ曾テ見ルコト無シ、和漢ノ学科ハ修身ヲ専ラトシ、古典講習科アリト聞クト雖トモ如何ナル所ニ設ケアルヤ過日觀ルコト無シ、抑大学ハ日本教育高等ノ学校ニシテ高等ノ人材ヲ成就スヘキ所ナリ、然ルニ今ノ学科ニシテ政事治安ノ道ヲ講習シ得ヘキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ヘカラス、仮令理化医科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタルトモ、入テ相トナル可キ者ニ非ス」と仰せられたところ、明治天皇は帝国大学の目的をよく見られ、そこにあるべき修身の学科のことを仰せられ、ことに政事治安の道に当る人材成就にそれが肝要と仰せられたところ、その時代にだけでなく、現代にも深くよくうけとめさせて頂くべきであろう。

この聖諭記を謹記した元田永孚についてはよく知られるところがあるが、熊本藩出身、文政元年（二八一八）生まれ、時習館で学び、横井小楠の影響も受け、幕末京都に出ていたが、明治四年（一八七二）五月三十日、五十四歳のとき宮内省出仕となり、専ら侍讀をつとめ、あと侍講、侍補、宮中顧問官などをつとめたが、明治天皇の御信頼を

深く得ていた⁽⁷⁾。その元田永孚、聖諭記にも自ら「漢学者」と記すが、ことに朱子学を修め、実学に志したが、永孚のとらえた実学とは朱子学であり、それより永孚は「臣下ノ道ハ忠ト孝トノミ、忠孝ノ道ハ道理ヲ明カニスルニ在リ、道理ヲ明カニスルハ実学ニ在ルノミ、実学ノ外ハ皆虚文腐儒ノ学ニシテ、以テ忠孝ノ道ヲ明カニスルニ足ラス」と記していることもよくみるべきであろう。この永孚の学、それよりする人物を明治天皇はよくみられていたので、このように聖諭を永孚に賜わり、永孚もよくうけとめ謹記したことを重くうけとめたい。

そのあと、明治天皇は翌明治二十年（一八八七）五月十三日、侍従長徳大寺實則を帝国大学に差遣され、さらに各分科大学を巡視させられ、総長渡邊洪基に西洋哲学の科はあるが、日本哲学の科を設けていない所以など問わせられたのである⁽⁹⁾。永孚の意見もいれ、明治天皇御自身よく計られてのこととみられる。

三

明治天皇の教育に対する大御心をみさせて頂く前に、渡邊幾治郎の記したところにも注目しておきたい。

渡邊幾治郎は、明治天皇の聖徳大成の根本は、天職すなわち天皇として祖宗の宝祚を継がれ、国家、国民を統治さ

れるその天職に対する御自覚のあったこととみて、それは維新の勅諭、

一般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チ古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ

に端的に示されているとみている。

そして、その天職に対する御自覚は、嘉永五年（一八五二）御降誕より慶応三年（一八六七）御踐祚までの十六年間、すなわち外国船渡来、朝幕の衝突、諸藩の離合、志士浪士の崛起等、国家大變の十六年間に得られたもの、そこに御父君孝明天皇、英明にして憂国の念極めて深く、常に国事に盡瘁して寧日なき御父君の御姿をみられ、その御感化をうけられていたこと、また御生母中山慶子の御教育、幼少時にきびしく理性もって当られた御教育のあったこともみている。そして、渡邊幾治郎は、その天皇の天職御自覚の上に、名臣名將らの輔翼があったことも大きいこととしてみている。三條實美、岩倉具視、大久保利通、西郷隆盛、木戸孝允ほか、少し後に伊藤博文、山縣有朋ほか、また君徳上の師傅として中沼了三、元田永孚、佐々木高行、吉井友實ほかを挙げ、これらの人々が、純忠至誠、輔翼に盡瘁

したことをみている。

さらに、その一人々々についてみて行くなかで、元田永孚について、論語ほか経書を進講するに、そのいづれの場合も、国体に立脚し、皇道に帰着することを忘れなかったのであり、常に儒学を以て皇道の説明とし、注解とする日本主義の立場にあった旨を記し、それを明治天皇がよくうけとめられ、御質問になり、御意見を仰せられたことを記し、聖識の御発揚に元田永孚がつとめたこと「尋常学究の徒の能くする所ではなかつた」と記している。この渡邊の研究態度、その成果、現代によくみるべきであろう。

明治天皇の御修学については、『明治天皇紀』巻一、一一三、四、五だけをみても、実によくなされたことが知られる。⁽¹¹⁾これも、明治天皇の教育に関する大御心を仰ぐ上でもよくみさせて頂くべきであろう。

明治天皇は習字、和歌、また西欧のことも修学されたが、和漢の書、その御修学書目の主なものだけでも大学、孝経、中庸、論語、孟子、史記、帝範、十八史略、また禁秘抄、日本書紀、貞観政要、日本外史等を侍講中沼了三、秋月種樹らから学ばれ、福羽美静から国史、万葉集について学ばれ、元田永孚から論語に加えて日本外史を、また尚書、貞観政要も学ばれたのである。その元田永孚がその概況をよく記しているが、なかで「永孚又嘗て玉案の上に一書の在

るを見て何の書なるかを問ひたてまつれるに、此は是れ李伯紀の忠義編なり、是の書、諸葛孔明が出帥の表に継けりと告げたまふ、永孚前賢未発の聖言に驚嘆す⁽¹²⁾と記していることもよくみられるべきであろう。

四

明治維新の教育精神をみようとする時、明治元年（一八六八）九月十六日に創立された皇学所、漢学所並立の行政官沙汰のなかの規則をみることを先人がまずされたこと⁽¹³⁾、みるべきこととしてそれをみて行きたい。その皇学所、漢学所⁽¹⁴⁾について詳しくみることは避けて、その規則をみてみたい。

規則⁽¹⁵⁾

- 一、國體ヲ辨シ名分ヲ正スヘキ事
 - 一、漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事
- 但中世以來武門大權ヲ執リ名分取違候者巨多有之向後屹度可心得事

- 一、虚文空論ヲ禁ジ著實ニ修行文武一致ニ教諭可致事
 - 一、皇學漢學共互ニ是非ヲ争ヒ固我之偏執不可有事
- (下略)

との如くある。明治元年（一八六八）行政官沙汰で発令されたこの規則、当時において的確であり、行政官に識者が

いたことが知られよう。

それより、政府は学制を確立する必要を認め、明治二年（一八六九）には欧米各国の学制の取調べ視察のために人々を遣わすことに当った⁽¹⁶⁾。

そして、欧米各国のなかでは、フランス国の学制がもっとも秩序整然としたものとして、それをもとに明治五年（一八七二）学制を制定頒布した。

なかで、小学校について「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」として、その小学校を尋常小学、女児小学等に区分しているが、その尋常小学を上下二等に分ち、その下等小学の教科に（一）綴字（読並盤上習字）、（二）習字（字形を主とす）、（三）單語（読）、（四）会話（読）、（五）読本（解意）、（六）修身（解意）、（七）国体（解意）、（八）書牘（解意並盤上習字）、（九）文法（解意）、（一〇）算術（九々數位加減乗除但洋法を用ふ）、（一一）養生法（講義）、（一二）地学大意、（一三）窮理学大意、（一四）体操、（一五）唱歌（当分乏を欠く）をあげ、上等小学の教科は下等小学の教科に、（一）史学大意、（二）幾何学大意、（三）野画大意、（四）博物学大意、（五）化学大意、（六）生理学大意を加え、その地方の状況により（一）外国語の一二、（二）記簿法、（三）图画、（四）政体大意の四教科を斟酌して教え得るものとした。

また、女兒小学では尋常小学の教科のほか女子の手芸を教えるものとした。

その教科の一つ、修身では、『民家童蒙訓』、福沢諭吉著『童蒙教草』等を教科書として、教師がこれを口頭で説諭することなど、その要領も示している。⁽¹⁷⁾

その学校の実際は如何であつたか。明治天皇は明治十一年（一八七八）八月三十日から十一月十九日までの間に東山、北陸、畿内、東海諸道の諸県を御巡察になられたが、その機に小学校、中学校、師範学校なども親ら御巡覧になり、また供奉の右大臣岩倉具視、参議大隈重信、同井上馨らを広く他の学校に差遣され、その復命を聞き召されたのである。

その親ら御覧になられ、また復命よりお考えになられたところを、侍講元田永孚に話され、記させられたのが、明治十二年（一八七九）に出された教学大旨（教学聖旨）である。すなわち、

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才藝ヲ究メ以テ仁道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近専ラ知識才藝ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ效ヲ奏スト

雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ將來ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス是我邦教学ノ本意ニ非サル也故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠實品行ヲ尚トヒ然ル上各科ノ学ハ其才器ニ隨テ益々長進シ道徳才藝本末全備シテ大中正ノ教学天下ニ布滿セシメハ我邦獨立ノ精神ニ於テ字内ニ恥ルコト無カル可シ

小学條目二件

- 一 仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ爲ス可ラス故ニ當世小学校ニ繪圖ノ設ケアルニ準シ古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ畫像・寫眞ヲ掲ケ幼年生入校ノ始ニ先ツ此畫像ヲ示シ其行事ノ概略ヲ説諭シ忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス然ル後ニ諸物ノ名状ヲ知ラシムレハ後來忠孝ノ性ニ養成シ博物ノ学ニ於テ本末ヲ誤ルコト無カルヘシ
- 一 去秋各縣ノ学校ヲ巡覽シ親シク生徒ノ藝業ヲ驗スルニ或ハ農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ

空論ノミ甚キニ至テハ善ク洋語ヲ言フト雖トモ之
ヲ邦語ニ譯スルコト能ハス此輩他日業卒リ家ニ帰
ルトモ再タヒ本業ニ就キ難ク又高尚ノ空論ニテハ
官ト爲ルモ無用ナル可シ加之其博聞ヲ誇リ長上ヲ
侮リ縣官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ是皆
教學ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ故ニ農商ノ学科ヲ
設ケ高尚ニ馳セス實地ニ基ツキ他日学成ル時ハ其
本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラン
コトヲ欲ス
との如くである。

これより、先掲した聖諭記で仰せられた「修身」に通じ
てのこと、教育の根本とされたところが何えようし、さら
に先に掲げた小学校の教科、それより小学生に高尚の空論、
役にたたぬばかりか、それより長上を侮辱し、農商の妨げ
ることとみられたところ、よくみさせて頂くべきがある。
この明治十二年（一八七九）六月三十日、元田永孚は国
体、政体の別を論じて、親裁の実を天下に明示し給わんこ
とを進言している。⁽¹⁹⁾その奏上に、

伏テ惟ニ

祖宗ノ国体ハ永遠ニ確守セサル可カラサル也歴

朝ノ政体ハ時ニ随テ変改セサル可カラサル也是蓋我

日本

帝国ノ特リ国是トスル所ニ非ス宇内各国ノ以テ公義
トスル所特リ宇内各国ノ公義トスル所ニ非ス即チ天
地ノ道理ナリ故ニ妄ニ国体ヲ変シ又或ハ姑息振ハサ
ルノ国ハ天地ノ公道ニ背キ祖宗ノ規範ニ悖ルヲ以テ
其国随テ乱レ遂ニ衰亡ニ至ル者遠ク漢土ノ古ニ微シ
近ク欧州ノ今ヲ顧ルニ昭々乎トシテ疑ヲ容レス矣

と記し始めて奏するなかで、明治元年（一八六八）の御誓
文のなかに「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」と記さ
れたことより、世に国体が洋風に変せられるのではないか
と憂うるものがあるが、国体と政体とは別、その政体も
「英国ノ如キ立憲政体ヲ云ニ非ス即チ日本帝国ノ立憲政体
ナリ」、その帝国の憲法は「陛下君主ノ宸断ヲ以テ我邦ノ
憲法ヲ立ルナリ其憲法ハ即チ天地ノ公道ニ其ツキ祖宗ノ国
体ニ由リ古今上下ノ民俗風俗ニ適度シタル憲法ナリ是他無
シ」と記し、以下さらに当時にあつて、国体確守、これは
絶対にと記していることをみておきたい。

さて、明治天皇は参議伊藤博文を召されて、教育を改良
し、風俗を矯正すべき旨、仰せられ、その意見を求められ
たのである。それにこたえて、伊藤博文は明治十二年（一
八七九）九月「教育議」を奉った。⁽²⁰⁾

そこで、

詐ヲ尚ヒ利ヲ務メテ廉恥ヲ知ラス訟ヲ好ミ争ヲ長シテ

情誼ヲ顧ミス礼讓地ニ墜チ倫理漸ク衰フ是ヲ制行ノ敗
レトス好テ怪僻ノ説ヲ為シ輒ク激昂ノ論ヲ揚ケ人心ヲ
扇動シ国体ヲ破壊シ禍乱ヲ醸成シテ以テ快ト為ス是ヲ
言論ノ敗レトス此二ツノ者其勢相依ル要シテ之ヲ論ス
ル時ハ実ニ風俗ノ弊ニ外ナラス此時ニ当テ教育ノ道ヲ
慎ムコト固ヨリ緊要トス

と記しはじめて、中古以来「士人廉隅ヲ磨礪シ名ニ死スル
ヲ以テ榮トス生ヲ計ル者ハ汚トシ利ヲ言フ者ハ齒セス」と
して来た淳風美俗は亡び、維新以降世情一変、詭言横行す
る状況となつたが、

概シテ之ヲ論スルニ風俗ノ弊ハ実ニ世変ノ余ニ出ツ而
シテ其勢已ムヲ得サル者アリ故ニ大局ヲ通觀スルトキ
ハ是ヲ以テ偏ニ維新以後教育其道ヲ得サルノ致ス所ト
為スハカラス

とし、その教育も「明治五年学制ヲ頒布」して以降まだ緒
についてばかりであり、まだ「形相ニ失シテ精神ニ欠」く
ところもみられるが、その足らざるところを修補して行け
ば数年のちにはよくなるであろう。軽々にその改変など
を計るようでは、「旧時ノ陋習ヲ回護スル」ことになる
警告し、そこに、

若シ夫レ古今ヲ折衷シ經典ヲ斟酌シ一ノ国教ヲ建立シ
テ以テ行フカ如キハ必ス賢哲其人アルヲ待テ而シテ政

府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ

と記し、続けて、

唯政府深ク意ヲ留ムヘキ所ノ者歴史文学慣習言語ハ国
体ヲ組織スルノ元素ナリ宜シク之ヲ愛護スヘクシテ之
ヲ混乱ニ及ヒ之ヲ残破スルコトアルヘカラス高等生徒
ヲ訓導スルハ宜シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ之ヲ政談
ニ誘フヘカラス

政談ノ徒過多ナルハ国民ノ幸福ニ非ス今ノ勢ニ因ルト
キハ士人年少稍ヤ才氣アル者ハ相競フテ政談ノ徒トナ
ラントス蓋シ現今ノ書生ハ大抵漢學生徒ノ種子ニ出ツ
漢學生徒往々口ヲ開ケハ輒チ政理ヲ説キ臂ヲ攘ケテ天
下ノ事ヲ論ス故ニ其軼シテ洋書ヲ讀ムニ及テ亦静心
磨節ヲ屈シテ百科ニ從事スル事能ハス却テ欧州政学ノ
余流ニ投シ軼タ空論ヲ喜ヒ滔々風ヲ成シ政談ノ徒都鄙
ニ充ルニ至ル今其弊ヲ矯正スルニハ宜シク工芸技術百
科ノ学ヲ広メ子弟タル者ヲシテ高等ノ学ニ就カント欲
スル者ハ専ラ実用ヲ期シ精微密察歲月ヲ積久シ志嚮ヲ
專一ニシ而シテ浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシムヘシ

と記し、あと法科政学はその試験を厳密にして優等の生徒
のみ入学させるべしと記している。

明治天皇は、これを元田永宇に示された。永宇はこれを
よくみた上で、内勅をうけて教育議附議を記して、博文に

答えている。

そのあと、九月十一日岩倉具視の奏議により、明治天皇は文部卿寺島宗則を召され、先記した元田永孚の謹記した教学大旨、小学条目、伊藤博文の記した教育議、それに元老院上奏の教育令草案を授けられ、親論されたのである。

この教育令が学制に替って公布されることとなつたが、これはよく知られる如く、アメリカ国の制度を範として、自由主義をとり、地方の実情に適合することを考慮されたものであつた。

五

つぎに『幼学綱要』のことよりもみさせて頂きたい。その『幼学綱要』の序に、

明治十二年夏秋之間。臣永孚侍_ス經筵。皇上親_{シテ}諭曰。教學之要。在_リ明_ニ本末。本末明_ラ則民志定。民志定_シ而天下安。為_レ之莫_ク先_ニ於幼学。汝与_ニ文学之臣。宜_{シク}編_ニ一書_ヲ以便_ニ幼学_也。臣誠恐奉_ル勅。謹審_ニ聖意之所_ニ在_ル。蓋我_レ祖宗。繼_テ天建_レ極。教_レ人化_ス民。莫_ク一不_レ出_ル於至誠。是以民皆純_ニ正直。父子之親篤。而君臣之義明矣。自_リ六經_ヲ傳_レ我_レ。仁義道德之說。益明_ニ愈_ニ廣。雖_モ世運_ニ隆替。学科迭_ニ興_ニ。而至_ニ教_レ之之要_一。則莫_ク復_レ加_レ焉。

夫本_ニ於道德_一。而達_シ於知識_ニ。始_{リテ}於彝倫_一。而及_ブ於事業_一。教学之要也。故道_レ之以_ニ仁義_一。教_レ之以_ニ忠孝_一。使_ニ天下之民志_一一定_ニ於茲_ニ。則其智之所_ニ進_ム。其才之所_ニ成_ル。發_ニ於言辭。顯_ニ於行實。施_ニ為_ニ事業_一者。莫_ク不_レ出_ル於仁義忠孝_也。苟志_ニ向_ニ未_レ定_一。而專_ニ知識_ニ才_ニ芸_ニ之務_一。則殞_ニ德性_ニ傷_ニ教化_一。其害_ニ不_レ可_レ勝_レ言_一。達_ニ二觀_ニ字_ニ內_一。其稱_ニ華夏_ニ稱_ニ文明_一者。猶_ニ不_レ免_ニ叛亂_一。是無_レ他_也。先_ニ智力_ニ而後_ニ仁義_一也。苟後_ニ仁義_一而智力_ニ是_ニ競_ニ。則甲乙相_レ軋_一。上下交_ニ爭_一。不_レ奪_ニ不_レ饜_一。其如是_レ則天下之乱_一。何以止_ニ哉_一。夫三尺之童。知_レ死_ニ於忠_一。孝_一者。我邦固有_ニ之俗_一也。豈非_レ以_ニ列聖之所_ニ崇_レ在_レ此_一。而習慣_ニ之久_一也耶。風移_ニ俗易_一。民唯務_ニ於知識_ニ才_ニ芸_一。棄_レ本_ニ超_レ末_一。遂_ニ將_レ至_ニ不_レ知_ニ仁義忠孝_一之為_ニ何物_一。則其弊害_ニ果_ニ何所_ニ底_ニ止_一哉。今幼稚_ニ之兒。智慧_ニ未_レ定_一。慣染_ニ猶淺_一。於是時_ニ先_ニ教_レ之以_ニ仁義忠孝_一之道_一。浸漬_ニ涵蓄_一。習_ニ與_レ性_ニ成_一。道德_ニ由_レ是以_ニ淳_一。彝倫_ニ由_レ是以_ニ正_一。而風俗之美。声教_ニ之懿_一。將_レ有_ニ下_ニ度_ニ越_ニ上_一世_一。而冠_ニ絕_ニ字_ニ內_一者_一。聖意_ニ想到_レ如_レ此_一。誰敢_ニ不_レ感激_一。輒_ニ與_ニ文学諸員_一相議_シ。謹擇_ニ古今言行_ニ之闕_一。於_ニ彝倫道德_一。而近_ニ二切_ニ於幼_ニ童_一者_一。編纂_ニ訂正_ニ以上_一焉。辱_ニ賜_ニ二勅_ニ覽_一。令_ニ鈔_ニ梓_一以布_レ世_一。嗚呼。

皇上憂世愛民之意深。故垂_ニ教_レ道_レ人_ニ之方_一至_一。但臣等学

淺識陋。不^レ足^三以副^フ聖意之万^一。所^ニ以深恐悚^一也。然觀者由^ニ是書^一。以知^ニ本末先後之不^レ可^ル不紊^ス。講習匪懈。俛焉竭^{セバ}職^ヲ。則於所^下以奉^ニ聖旨^一報^{ユル}國恩^ニ之道。庶^ニ幾乎不^レ差矣^一。若夫^レ發^シ揚^シ薰陶^一。以成^ニ德性^一。則又^{ラントム}有^レ乎教導^ニ之人^ニ云^フ。

明治十四年辛巳六月

一等侍講正五位臣元田永孚謹撰并書⁽²¹⁾

とみられる。

これより、明治十二年（一八七九）九月、教育令草案を直裁されたところに、明治天皇は幼童に対しての教育について深く思し召されたことが知られよう。

元田永孚はこの勅命をうけて、文学の臣と計り撰したのである、孝行、忠義、和順、友愛、信義、勤学、立志、誠実、仁慈、礼讓、儉素、忍耐、貞操、廉潔、敏智、剛勇、公平、度量、識断、勉職の二十にわけて記している。その各篇ごとに、論語、孟子などに記すところを初めに掲げ、つぎにそれに関連しての天皇、皇族ほか、まだ中国の古人がそれについて実行したところを丹念に記している。

そのはじめに

幼学綱要領賜ノ勅諭

彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所欧美各国モ亦修身ノ学アリト雖之ヲ本朝ニ採用スル未タ其

要ヲ得ス方今学科多端本末ヲ誤ル者鮮カラス年少修學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

との勅諭を掲げている。

これよりも、明治天皇が教育について、その根本とみられたところ、それを正しく年少者よりと思し召されたところ、みられよう。

六

ここで、皇典講究所、皇學館の設立についてみておきたい。

明治三年（一八七〇）正月三日、大教宣布の詔が發布された。その大教とは惟神の大道のことなることその詔より明らかであろう。

その詔は、

朕恭惟天神天祖立極垂統列皇相承繼之述之祭政一致億兆同心治教明于上風俗美于下而中世以降時有汚隆道有顯晦矣今也天運循環百度維新宜明治教以宣揚惟神之大道也因新命宣教使布教天下汝群臣衆庶其體斯旨

との如くである。それで、この詔によって宣教使の職制が定められ、その宣教使に国学の素養のある者、神官らが任

命されたが、その実際に説いたところ、徒らに佛教攻撃、また独断の私説など、問題のあること多く、その所属した神祇官も神祇省と明治四年（一八七二）八月に改められたあと、同五年（一八七三）三月には神祇省も廃され、宣教使も廃され、四月宣教使に代つて教導職が置かれ、それは神官、国学に素養のある者だけでなく広く任ずることとし、それが大教宣布に当ることとされた。それよりあと、なかの神道系の教導職が明治八年（一八七五）神道事務局を創設、あと神道教導職として結束してきたが、明治十四年（一八八一）二月二十三日、有栖川宮幟仁親王は明治天皇より神道教導職総裁に仰せ付けられたのである。⁽²³⁾

そのあと幟仁親王は同年十二月一日参内、奏書を奉つて神道精神を上奏された。⁽²⁴⁾ そのなかで、「近來西洋学被行候ヨリ諸事盛大ニ相成候事数多ニ候得共民間ニ至リテハ心得違ノ者モ出来終ニハ彼ノ国風迄移來御国体ニ関シ言フ可カラサル事ヲ唱出候ハンモ難計既ニ君民同権ニシテ忠義ハ頑固ノ事ト申説」も出て来たが、「皇国ハ古來ヨリ神道ヲ以テ御基礎被爲立候事故」、「御宸断ヲ以テ御敬神ノ道御確定被遊度御敬神ノ道相立候得者皇国ハ勿論海外迄モ皇威相輝キ候儀ト奉存候」と記されている。

そのような時代のなかで神道事務局に生徒寮を設け、皇学を教えることもしていたが、さらに皇典講究所を設け、

そこで全国より優秀な少年を集め、国典を講究させんとしたが、その皇典講究所総裁に幟仁親王が就かれたのである。その幟仁親王の告諭は、

皇典講究所假建設成ル茲ニ良辰ヲ撰ビ本日開齋ノ式ヲ行フ幟仁總裁ノ任ヲ負ヒ親ク式場ニ臨ミ職員生徒ニ告グ

凡学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ国體ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ盡スハ百世易フベカラザル典則ナリ而シテ世或ハ此ニ暗シ是レ本鬻ノ設立ヲ要スル所以ナリ今ヨリ後職員生徒此ノ意ヲ體シ夙夜懈ルコト無ク本鬻ノ隆昌ヲ永遠二期セヨ

明治十五年十一月四日

一品勲一等有栖川宮幟仁親王

との如くである。この告諭、明治天皇の大御心をよくうけとめられたところ、その語句よりも知られよう。この皇典講究所の設立を明治天皇は聞き召され、この年より十年間、毎年金二千四百圓を下賜されたのである。この皇典講究所より明治二十三年（一八九〇）十一月には國學院が設立され、それが明治三十九年（一九〇六）六月には國學院大學と改称されたが、その建学の精神は一貫してのものであつた。⁽²⁵⁾

その皇典講究所設立の明治十五年（二八八二）の三月十八日のこと、『明治天皇紀』に、「朝彦親王御沙汰に依り東上し、山階宮邸に入る」とあり、同日「朝彦親王参内、天機を候す、御座所に於て謁を賜ふ」とある。すなわち、久邇宮朝彦親王が明治天皇のお召しをうけ、参内されたのである。朝彦親王は明治八年（一八七五）七月十日神宮祭主に任ぜられていたが、京都に御在住であった。その京都よりお召しをうけられての参内、その理由、神宮に關してのことか、現在公刊の『朝彦親王日記』にこの明治十五年の部分は欠けていてそれよりは解らない。²⁶しかし、わざわざ召されたこと、それも明治十五年（二八八二）の、前記して来たような状況のなかでのこと、それは神宮に直接關してことではなかったのではないか。

それよりもその翌四月三十日、久邇宮朝彦親王の令達により、伊勢の皇大神宮の傍の林崎文庫に皇學館を設置されたことに注目したい。その令達に、

今般林崎文庫ニ皇學館設置候條此旨相達候事

但組織學規等ハ追テ相達可申事

明治十五年四月三十日

神宮祭主朝彦親王

とある。三月二十日、明治天皇より謁を賜われ、翌四月三十日までその組織、學規等はまだ定められていないが、

伊勢の地に皇學館設置とのこと、明治天皇が東京に皇典講究所を有栖川宮幟仁親王を総裁として創設されようとしていることをみられ、伊勢の地に神宮祭主久邇宮朝彦親王にそれと同様の校を創設させられようとされたときとみてよいとみられること、当時の諸状況をみてもみられるところである。ことにそのあと、皇學館も整備されたが、明治三十三年（一九〇〇）二月十八日に、久邇宮朝彦親王の御子賀陽宮邦憲王が令旨を出されているその令旨より明らかとみられよう。すなわち、

賀陽宮邦憲王

令 旨

神宮皇學館教育ノ旨趣ハ皇國ノ道義ヲ講ジ皇國ノ文學ヲ修メ之ヲ實際ニ運用セシメ以テ倫常ヲ厚ウシ文明ヲ補ハントスルニ在リ夫レ業勤メザレバ精ナラズ事習ハザレバ達セズ況ンヤ本館館スル所ノ學ノ重且大ナルニ於テヲヤ本館學生深ク此旨ヲ体シ常ニ師長ヲ敬重シ館則ヲ遵守シ黽勉努力以テ他日ノ成業ヲ期シ夙夜肯テ怠ルコト勿レ

明治三十三年二月十八日

とあるが、ここに記されたところ、それは朝彦親王が明治天皇の仰せをよく体され、それを御子の邦憲王によく伝えられ、邦憲王がまた着実にうけとめられてのこと、その皇

學館教育の旨趣は「皇國ノ道義ヲ講ジ皇國ノ文学ヲ修メテ之ヲ實際ニ運用セシメ倫常ヲ厚ウシ」と記されたところよりも明らかであろう。

教育令などの及ばぬところのことであるが、明治教育史のなかでも注意してみられるべきところであろう。

七

明治天皇が、軍人に勅諭を賜わったのも、前記皇典講究所、皇學館設立と同じく明治十五年（一八八二）のこと、その年一月四日のことである。この軍人に賜わりたる勅諭のなかよりも、明治天皇の教育についての御心をうかがいたい。この軍人勅諭が出されるに至った経緯についても、研究されたところがあるが、⁽²⁷⁾そのような詮索ではなく、記されたところよりみたい。

その勅諭は、

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ひ高御座に即かせられ天下しるしめ給ひしより二千五百有余年を経ぬ

と記し始めてあと中世以来の変遷を記され、維新以降十五年ほどの間に陸海軍の制も定められた。その軍を統ぶる大權、

夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下

には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらざ（略）

朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か国家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さざるとに由るそかし（略）

と記されたあと、

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし

凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらむ者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず（略）

一軍人は礼義を正しくすへし

凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統属するのみならず同列同級とても停年に新旧あれは新任の者は旧任のものに服従すへきものその下級のものは上官の命を承ること実は直に朕か命を承る儀なりと心得よ（略）

一軍人は武勇を尚ふへし

夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらむもの武勇なくては叶ふまし（略）

武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗

暴の振舞などせむは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を弁へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし(略)

一軍人は信義を重んずへし

凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りあらむこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなり(略)

一軍人は質素を旨とすへし

凡質素を旨とせされは文弱に流れ軽薄に趨り驕奢華美の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし(略)

右の五ヶ条は軍人たらむもの暫も忽にすへからずさて之を行はむには一つの誠心こそ大切なれ抑此五ヶ条は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ条の精神なり(略)

此五ヶ条は天地の公道人倫の常経なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ国に報ゆるの務を盡さは日本国の蒼生挙りて之を悦ひなむ朕一人の懼のみならむや

明治十五年一月四日

御名

との如くである。

軍人、中世以来の武士、そこには武士道があり、よく守られてきたことであるが、改めてそれとは違つて国家を保護する軍人、皇軍の軍人に賜わりたる勅諭、ここよりも大御心をみさせて頂くことが出来よう。忠節を盡すことを本分とする軍人、その軍人にさらに聖諭記で仰せられた修身に通ずること、よく誠をもつて考慮し処することを仰せられたこと、みさせて頂くべきであろう。

八

明治維新よりあと、教育制度について凡そみて来た如く、明治五年(一八七二)學制が頒布されたが、その制のものと小学校はか諸学校について、明治十一年(一八七八)明治天皇が御巡覧になり、その實際が著しく教育の主旨に違ふことをみられた。その翌明治十二年(一八七九)には教育令に改められたが、その年より仰せをうけて元田永孚は文学の士とともに幼学綱要の撰に当ることをした。明治十五年(一八八二)有栖川宮幟仁親王が皇典講究所を東京に創設され、久邇宮朝彦親王が皇學館を伊勢に創設されたが、当時に西欧の文物制度をそのままに入れ、国体を顧みず、教育の淵源をも顧みることをしてない傾向が出て来た。それ

に対して識者がそれへの対策を考慮して動いていたが、明治十九年（一八八六）帝国大学を御視察、その實際をみられ、元田永孚に御所見を諭されたあと、いよいよその識者は動いたのであった。わが国には古来仁義忠孝の道がある、これ国体の精華にして教育の淵源ここに存すとして、それを勅語で御渙発のことを計り、明治二十三年（一八九〇）十月三十日教育勅語を賜い教育の大本が示されたのである。⁽²⁸⁾ここで、明治初年よりの教育に対する大御心、ことに『聖諭記』にみられる帝国大学によせられたところは、現代に深くみられるべきであろう。

元田永孚は、その教育勅語が渙発された翌明治二十四年（一八九一）一月二十二日流行性感冒により死去した。永孚、君側に侍すること二十余年、このような真の学者、真の道徳の士、このような臣が輔弼に当たったこと、これもよくみられるべきであろう。⁽²⁹⁾その元田永孚が教学大旨、聖諭記ほか多くを謹記し残したこと、後世のためにも何よりのことであった。

付

付して、大倉精神文化研究所創立者大倉邦彦についてみておきたい。⁽³⁰⁾大倉邦彦は明治十五年（一八八二）佐賀県で誕生、大倉洋紙店ほかの経営に当った実業界の人であった

が、第一次世界大戦のあとのわが国の思想動揺、社会不安をみて、その是正を計らねばならぬと考えたのである。大正十二年（一九二三）関東大震災のあと、国民精神作興に関する詔書が出される程、国民精神も弛んでいたが、大倉邦彦はその年より東京帝国大学経済学部、文学部に聴講生として聴講に通い、大正十五年（一九二六）まで続けたのである。その結果、その講義は現実離れ、得るところは少なく、それに失望したのであった。当時、宗教界も無力、その本来をなくしている上に、教育界も最高学府で空理想論、現実社会と遊離した講義をしている上に、偏向とみられる面もあることをみて、真にわが国を本来に立て直すには、自ら立たざるべからずと当ったのである。

そして昭和七年（一九三二）横浜市に大倉精神文化研究所を設立したが、その建物の地下深くに礎碑を納めた。それに、

一、一國思想ノ源泉ハ真ノ宗教ト教育ニ在リト信ジ是ヲ建立ス

一、人ガ人トシテ宇宙人生ノ正法ニ安住セン事ヲ念願ス

一、人ガ業人トシテ自他ノ存続発展ヲ基調トセン事ヲ念願ス

一、人ガ国民トシテ天孫中心ノ君国ヲ永遠ナラシメン

事ヲ念願ス

と記していた。

大倉はその研究所での研究成果を直ちに社会に役立てることを使命としていた。その昭和七年（一九三二）開いた第一回日本精神講習会の趣意書に、

惟ふに日本精神は単に学究の徒が、各々の観点から競つて新説を樹てんとする概念の対象でもなく、且又新聞雑誌等に見る如き浅薄なる議論の問題でもない。現実の国民生活から遊離した理論や概念は殆んど意味を持たないものである。真に徹底した日本精神は尊嚴なる皇国体を明らかにし、国家を永遠無窮に發展せしむる原動力として発現し来るべきものである。この原動力が宗教に教育に政治に経済に如実に顕現して、天皇中心の国家を生成發展せしめるものでなければならぬ。（下略）

と記している。

大倉邦彦は、皇国の皇国たる所以は古事記、日本書紀などにより、みるべきもの、それを国民全体がと漢文体でなく、書き下し、総ルビ付きでの神典を刊行することもした。大倉邦彦が使命として当った根底に、明治天皇の大御心を体したものの存すること、これよりも知られよう。大倉邦彦は、その研究所の機関誌『大倉山論集』に載せる論文

は、枝葉末節の考証などではあつてはならぬと戒め、また、その『論集』に載せる論文、それは乗合バスの乗客、すなわち各々の目的地が違つて同様のものではなく、皆その論文を記す目的を一つとする、すなわち世にすぐ役立つ論の一つとするようにと戒めていた。ここにも、明治天皇の大御心に通ずるものを看取できよう。この大倉邦彦は昭和四十六年（一九七二）没するまで、その使命とするところに當つていたが、このような人のいたことも、よくみられ、このような人の志も現代にうけとめ生かされるべきである。

注

- (1) 文部省『学制百年史』（昭47・10刊）第一編第四節參看
- (2) 『法令全書』、『学制百年史』資料篇所収。
- (3) 『明治天皇紀』同日条。
- (4) 『法令全書』、『学制百年史』資料篇所収。
- (5) 文部省『学制百年史』第一編第四節參看
- (6) 『明治天皇紀』同日条。
- (7) 渡邊幾治郎著『明治天皇と輔弼の人々』千倉書房刊、昭和11・10、渡邊幾治郎著『明治天皇の聖徳 重臣』千倉書房刊、昭和16・11、沼田哲『元田永孚と明治国家』吉川弘文館刊、平17・6、ほか參看。
- (8) 元田永孚「還暦之記」（元田文書研究会編『元田永孚文書』所収）。この永孚の実学について、沼田哲著『元田

永宇と明治国家』吉川弘文館刊、平17・6、第一部第一
章注参看。

(9) 『明治天皇紀』明治十九年十月二十九日条。

(10) 渡邊幾治郎著『明治天皇と輔弼の人々』千倉書房刊、昭和11・10。

(11) 『明治天皇紀』索引三九七頁、三九八頁より参看。

(12) 『明治天皇紀』明治九年一月七日条。「元田男爵家文書」、

「御逸事」によるか。

(13) 渡邊幾治郎監修、御聖德普及会編纂『明治大正今上三帝
聖德録』、昭和8・11、刊。大久保利謙『明治維新と教
育』（大久保利謙歴史著作集）4、吉川弘文館刊、昭
62・10。ほか。

(14) 『明治天皇紀』に、明治元年九月漢学所を梶井宮の第に、
皇学所を左大臣善情道孝の第に設けたことを『法令全書』
などにより記しているが、明治二年九月には両学所とも
に廃止された。

(15) 『法令全書』

文部省刊『学制五十年史』大11・10刊。

(16) (16) に同じ。

(17) 『明治天皇紀』

(18) 『明治天皇紀』同日条。

(19) 『明治天皇紀』同日条。

(20) 『明治天皇紀』九月条。

(21) 宮内省旧蔵版、大7・7都文舎出版部頒布版による。

(22) 『明治天皇紀』明治十四年六月の条に、「宮内省四等出仕
高崎正風・同七等出仕仙石政固・宮内省御用掛西尾爲
忠・同兒玉源之丞・同池原香榊」らの名を記す。

(23) 高松宮蔵版『職仁親王行実』昭8・6刊。

(24) 『明治天皇紀』同日条。

(25) 國學院大學で発行の校史に関する諸書参看。

(26) 朝彦親王の日記『国書総目録』に愛知県下の穂久邇文
庫に架蔵の旨、記されていることで、筆者は昭和四十二
年八月十日行き閲覧を願ったが、他の久邇宮家より移さ
れた諸書とともに未整理で閲覧を許されなかった。

(27) 大久保利謙『明治の思想と文化』（大久保利謙歴史著作
集）6、昭63・2、吉川弘文館刊のなかの「西周の軍部論」

「忠節という軍人徳目の成立過程」ほか。

(28) 『明治天皇紀』同日条、渡邊幾治郎監修、御聖德普及会
編纂『明治大正今上三帝聖德録』第八章明治天皇と教育、
昭8・11刊、ほか参看。

(29) 『明治天皇紀』同日条参看。

(30) 拙稿「大倉邦彦の理想」（『皇學館大学文学部紀要』第40
輯、平13・12刊）所収、財団法人大倉精神文化研究所編

『大倉邦彦伝』（平4・3刊）参看。

（宮内庁侍従職御用掛）